



2024年10月18日

各 位

会 社 名 株式会社システムサポート
代 表 者 名 代表取締役社長 小清水良次
(コード番号: 4396 東証プライム)
問い合わせ先 取締役 管理本部長 森田直幸
TEL. 076-265-5151

譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年1月6日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 153,600株
(3) 処分価額	1株につき1,890円
(4) 処分価額の総額	290,304,000円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の従業員 1,282名 128,200株 当社子会社の役員 10名 1,000株 当社子会社の従業員 244名 24,400株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年1月1日に持株会社体制に移行いたします。新体制発足を機に、当社の従業員及び当社子会社の役職員による継続的な企業価値向上に向けた経営への参画意識を一層高め、株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、当社の従業員1,282名、当社子会社の役職員254名（以下「対象者」といいます。）に対して金銭債権の現物出資と引換えに本自己株式処分として当社の普通株式153,600株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決定いたしました。これは、対象者1名につき、それぞれ当社の1単元の株式数である100株を付与するものです。また、中長期的かつ継続的な勤務を促す観点から、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、その期間を3年と設定いたしました。

対象者は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分に伴い、対象者との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象者に対してのみ割り当てることとなります。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

(1) 譲渡制限期間

対象者は、2025年1月6日（払込期日）から2028年1月5日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件



対象者が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が、譲渡制限期間中に定年、雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）、当社又は当社子会社の取締役又は監査役への就任その他当社の取締役会が正当と認める事由により当社又は当社子会社の役職員のいずれの地位も喪失した場合、譲渡制限期間満了時点をもって、本割当株式の全てにつき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象者が定年、雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）、当社若しくは当社子会社の取締役若しくは監査役への就任その他当社の取締役会が正当と認める事由以外の理由により、当社若しくは当社子会社の役職員のいずれの地位も喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2024年10月17日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である1,890円としております。これは、本自己株式処分に係る取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上